

令和2年神審第19号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岩崎欣吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年9月19日09時20分

大阪湾北部

2 船舶の要目

| | | | |
|-------|----|-----------|----------|
| 船種 | 船名 | 漁船A | モーターボートB |
| 総トン数 | | 9.1トン | |
| 登録長 | | 14.80メートル | 6.50メートル |
| 機関の種類 | | ディーゼル機関 | ディーゼル機関 |
| 出力 | | 382キロワット | 58キロワット |

3 事実の経過

Aは、船体中央やや船首寄りに操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その前方の左舷側にレーダー及び主機遠隔操縦装置、右舷側に魚群探知機及びGPSプロッターをそれぞれ装備した瀬戸内海機船船びき網漁業に漁獲物運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、僚船2隻とともに令和元年9月19日05時00分阪神港神戸第4区の係留地を発し、兵庫県和田岬南方沖合の漁場に向かった。

a受審人は05時30分漁場に到着し、移動しながら操業を行ったのち、僚船から甲板員1人を移乗させ、漁獲物のしらすを積載して水揚げのため、09時10分同漁場を発進し、兵庫県垂水漁港に向けて大阪湾北部を西行した。

a受審人は、甲板員を船尾部甲板で水揚げ準備作業に就かせ、自身は舵輪後方の椅子に腰掛けて操船に当たり、09時18分僅か過ぎ神戸須磨西防波堤灯台（以下「須磨西防波堤灯台」という。）から141度（真方位、以下同じ。）1,360メートルの地点で、針路を260度に定め、機関を回転数毎分1,700にかけ、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、定針したとき、左舷船首方1,580メートルのところに東行するBを初認し、一見して同船と左舷を対して支障なく航過

できるものと考え、右舷方の養殖施設の敷設状況を気にしながら続航し、09時18分半須磨西防波堤灯台から150度1,270メートルの地点に達したとき、Bが左舷船首1度1,230メートルのところとなり、その後同船とほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、Bと左舷を対して支障なく航過できるものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bの左舷側を通過することができるように針路を右に転じることなく進行中、09時20分僅か前船首至近に迫ったBを認めたものの、どうすることもできず、09時20分須磨西防波堤灯台から186.5度1,240メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に前方から50度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体後部に屋根及び風防付きの操舵区画を配し、同区画前部右舷寄りに舵輪、その前方の左舷側に魚群探知機内蔵のGPSプロッター、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日05時30分阪神港神戸第4区のマリーナを発し、垂水漁港南東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時10分釣り場に到着して漂泊しながら釣りを行ったものの、釣果がなかったことから帰途に就くこととし、09時00分須磨西防波堤灯台から246.5度3.51海里の地点を発進し、すぐに針路を077度に定め、機関を回転数毎分2,200にかけ、9.7

ノットの速力で、手動操舵により進行した。

b受審人は、同乗者を船尾部甲板に配し、自身は舵輪後方に立って操船に当たり、09時18分右舷船首方1,640メートルのところに西行するAを初認し、一見して同船が釣り船又は底びき網漁船で、低速力で航行していてすぐに自船に接近することはないものと考えて同乗者と会話を始め、09時18分半須磨西防波堤灯台から203.5度1,450メートルの地点に達したとき、Aが右舷船首2度1,230メートルのところとなり、その後同船とほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、同乗者との会話に気をとられ、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aの左舷側を通過することができるように針路を右に転じることなく続航中、09時20分僅か前船首至近にAを認めて右舵をとったのち、同船が自船の船尾部に衝突するように感じ、すぐに左舵をとったものの、及ばず、Bは、船首が030度を向いたとき、ほぼ原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に破口及び擦過傷を、Bは両舷船首部ガンネルに破損、右舷船首部外板に擦過傷などをそれぞれ生じた。また、b受審人が左橈骨頭骨折を負った。

(航法の適用)

本件は、大阪湾北部において、西行中のAと東行中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には、本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船は、航行中の動力船に該当し、互いに視野の内においてほとんど

真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近したもので、付近には航行の支障となる障害物や他船が存在せず、衝突のおそれが生じたのち、それぞれ衝突を避けるための動作をとる、時間的、距離的余裕が十分にあったと認められることから、本件は、海上衝突予防法第14条の行会い船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、大阪湾北部において、両船がほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近する際、西行中のAが、動静監視不十分で、針路を右に転じなかったことと、東行中のBが、動静監視不十分で、針路を右に転じなかったこととによって発生したものである。

a 受審人は、大阪湾北部において、垂水漁港に向け西行中、船首方に東行するBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、Bと左舷を対して支障なく航過できるものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、Bとほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、同船の左舷側を通過することができるように針路を右に転じることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、大阪湾北部において、阪神港神戸第4区のマリーナに向け東行中、船首方に西行するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があっ

た。ところが、同人は、同乗者との会話に気をとられ、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船とほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Aの左舷側を通過することができるように針路を右に転じることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年1月20日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭